

利用給付認定

令和6年4月

保護者 各位

東大阪市子どもすこやか部事務センター

保育を必要とする事由の確認 及び 現況調査 のための書類について

新緑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東大阪市では子ども・子育て支援法第30条の7及び同法施行規則第28条の6の規定に基づき、「保育を必要とする要件」（入所要件）の確認を行います。引き続き施設等利用給付認定を希望される方は、必ず保護者全員の「就労証明書」もしくは「要件証明書」の提出が必要です。同時に、現在教育・保育施設を利用されている方の状況を確認するための調査を行いますので、下記のとおり書類の提出をお願いします。

●提出書類：①現況調査用紙

全員提出してください。

②「就労証明書」または「要件証明書」のいずれかを保護者全員分

ただし変更申請・きょうだいの新規入所申込等で、令和6年4月1日以降に同様の書類を提出された保護者分については免除可能です。

→この場合は、現況調査用紙の免除欄にチェックしてください

（育児休業からの復職の証明未提出の場合は免除にはなりません。）

※就労証明書について国の標準様式を使用しても可能です。標準様式を使用される場合は東大阪市のウェブサイトに掲載していますので、印刷の上ご提出ください。

●提出先：在籍している認可保育施設

きょうだいで入所されている方は、下の児童のクラスに提出してください（父母1部ずつで可）。

きょうだいで異なる施設に在籍している場合も、下の子が在籍している施設への提出のみで構いません。

●提出期限：令和6年5月21日(火)

理由なく提出がない場合は、認可保育施設の利用ができなくなります。

提出期限を過ぎる場合は、令和6年5月28日までに子どもすこやか部事務センターに直接提出してください。

※令和4年4月より2・3号認定の取り扱いに変更があります。詳しくは裏面をご確認ください。

よくあるお問い合わせ

Q1. 提出を忘れていた場合どうなりますか？

A1. 未提出の方には督促状を郵送します。督促状が届いた場合は、至急提出してください。

Q2. 保育が必要な事由が複数あるのですが、ひとつだけ提出でもいいですか？

A2. 事由が複数ある場合、主とする事由のみの提出でも可能です。

提出いただいた事由と現在認定している事由が異なる場合は、変更により有効期限が短くなる、及び保育必要量が短時間になることがありますので施設利用相談課にご相談ください。

Q3. 転職をするのですが、証明はどうしたらいいですか？

A3. 新しい会社の就労証明書を提出いただいたら大丈夫です。

6月までに転職する方は就職予定の証明で提出が可能です。

7月以降に転職する方で、前職との間に1ヶ月以上の期間がある場合は他の事由が必要になりますのでお問合せください。

Q4. 用紙を紛失してしまったらどうすればよいか？

A4. 東大阪市のウェブサイトに掲載していますので、印刷の上ご提出ください。

【問い合わせ先】

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所7階

東大阪市子どもすこやか部事務センター

☎ 06-4309-3322

注意事項

- 1 育児休業期間中は利用給付認定を受けることはできません。
現在就労中の方で育児休業を取得予定の方は、育児休業取得開始日前日までの認定となります。
- 2 求職中で認定されていて、今回も求職中で提出された場合は、認定期間延長はできません。
現在の認定期間満了までに新たな証明書を子どもすこやか部事務センターに提出してください。
- 3 父母等で要件が異なる場合、有効期間が短い方の要件で認定となります。【令和4年4月から変更】
認定については今回の入所要件調査より随時変更いたします。
[例]父：求職活動 母：就労 → 認定期間：90日間
- 4 就労(就学)要件での認定は週12時間以上の就労(就学)が必要です。【令和4年4月から変更】
ただし令和4年3月以前に認定を受けた方については、この限りではありません。

※要件・認定期間については下記の表をご確認ください。

保護者状況	要件	提出書類	認定期間の有効期限
・就労もしくは概ね1ヶ月以内に就労開始する方	就労	就労証明書	児童の就学前まで (ただし、保護者が事由に該当しなくなった場合は、その時点まで)
・疾病もしくは障害のある方	疾病・障害	要件証明書	
・親族の介護もしくは看護をしている方	介護・看護	要件証明書	
・出産予定日が5月から9月の方 ・現在就労中で10月以降に出産予定のある方	妊娠・出産	要件証明書 (現在就労中の方は <u>就労証明書も必要</u>)	出産予定日を含む月の前2ヶ月及び出産日の翌日の属する月の翌々月末まで (妊娠初期であっても心身の状態により保育が困難との医師の診断があれば認定の対象となります。)
・就学もしくは概ね1ヶ月以内に就学する方	就学	要件証明書	保護者の就学期間満了日が属する月の月末まで
・就職するために求職活動をしている方	求職中	要件証明書	認定日から90日経過後の月末まで